

## 第4章 船橋市の自殺対策推進体制





# 1 自殺対策の推進体制

## (1) 船橋市自殺対策連絡会議

市内の関係機関や民間団体等と情報を共有し、連携体制を確保して、船橋市における自殺対策を総合的に推進するため、学識経験者、自殺対策に関わる活動団体の代表、保健医療関係者、産業労働関係者、福祉関係者、警察関係者、鉄道事業者、市職員により構成される船橋市自殺対策連絡会議を開催します。

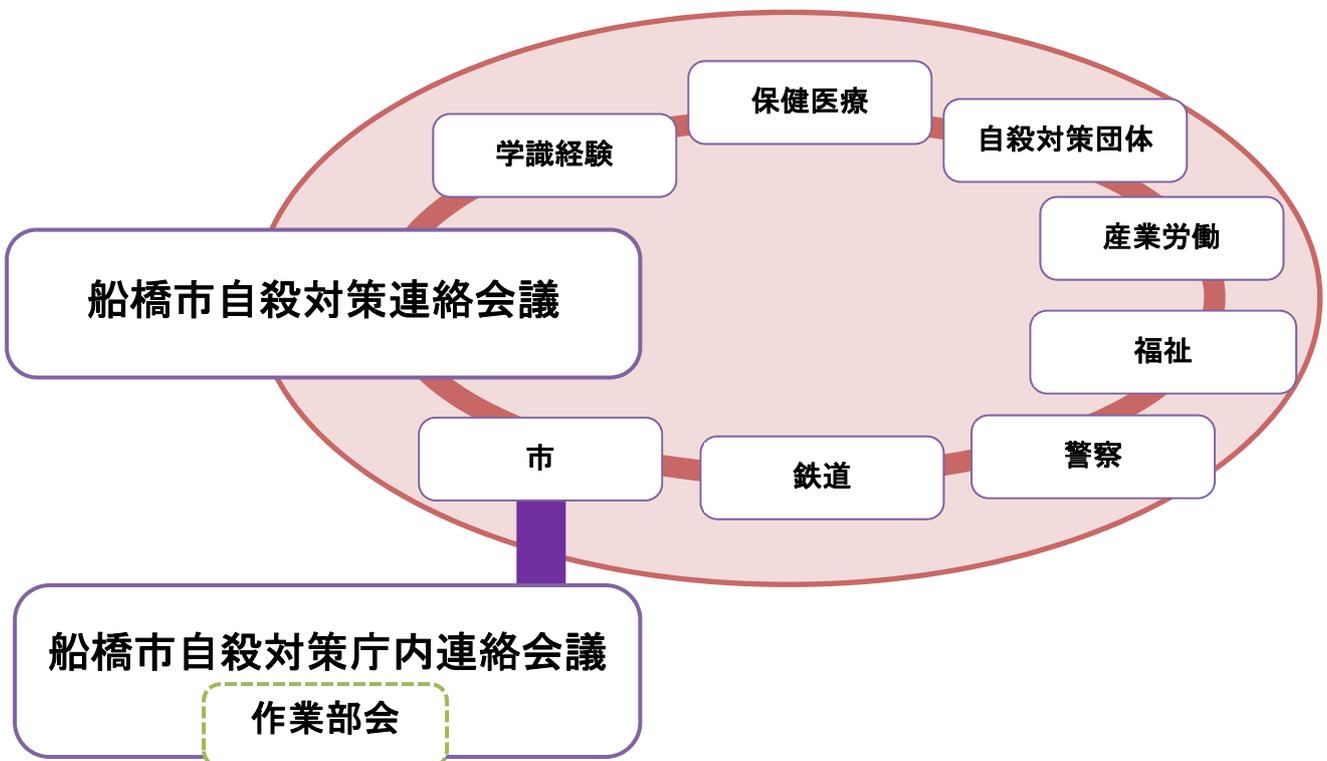
## (2) 船橋市自殺対策庁内連絡会議

関連施策との有機的な連携を図り、自殺対策を総合的かつ円滑に推進するため、関連部署の所属長で構成される船橋市自殺対策庁内連絡会議を開催します。

## (3) 船橋市自殺対策庁内連絡会議作業部会

自殺対策の具体的な取組を検討するため、施策毎に関連部署の担当職員が集まる作業部会を開催します。

【推進体制】



## 2 進捗状況の管理及び評価

本計画の施策を着実に展開するため、船橋市自殺対策連絡会議において、施策の実施状況や目標の達成状況等を報告することにより、計画の進捗管理及び施策の見直しなどを行い、計画の推進を図ります。

